

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの本文及び解説の一部改正案新旧対照表（修正案）
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適正な取得)</p> <p>第7条 電気通信事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行わなければならず、偽りその他不正の手段によることは許されない。</p> <p>(2) 「偽りその他不正の手段」としては、例えば、以下の場合が考えられる。</p> <p>① <u>本人をだましてその個人情報を取得する場合（虚偽の事業者名や利用目的を告げて個人情報を取得する場合や本人に対して個人情報を収集している事実を偽って個人情報を取得する場合など）</u></p> <p>② <u>犯罪行為に該当する手段やプライバシー等の権利侵害となる手段により個人情報を取得する場合（他人が管理する個人情報を正当な権限なく取得する場合など）</u></p> <p>③ <u>判断能力の乏しい子どもを通じて親の同意なしに親に関する個人情報を取得する場合</u></p> <p>④ <u>偽りその他不正の手段により個人情報を取得した業者や第三者提供の制限に違反し個人情報を提供している業者から、事情を知って個人情報を取得する場合</u></p> <p>(3) <u>第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定することが望ましい。</u></p> <p><u>また、提供元の法の遵守状況としては、オプトアウトの規定を遵守していること（本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしていること等（個人情報保護法第23条第2項・第3項））や、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなどを</u></p>	<p>(適正な取得)</p> <p>第7条 電気通信事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。</p> <p>(解説)</p> <p>個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行わなければならず、偽りその他不正の手段によることは許されない。</p>

確認することが考えられる。

実際に、個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の画面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、提供元における当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

なお、個人情報保護法第23条第1項各号に掲げる場合（第三者提供の制限の例外）並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合における個人情報の取得や、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により隨時に購入することができるもの又はできたもの（個人情報保護法施行令第2条第2号）からの個人情報の取得は、ここでの第三者からの提供により個人情報を取得する場合には該当しない。

（安全管理措置）

第11条 電気通信事業者は、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講ずるものとする。

2 電気通信事業者は、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）等の基準を活用するものとする。

（解説）

(1) 本条は、電気通信事業者が、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報を安全に管理するための措置を講ずるものとすることを規定したものである。

（安全管理措置）

第11条 電気通信事業者は、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講ずるものとする。

2 電気通信事業者は、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）等の基準を活用するものとする。

（解説）

(1) 本条は、電気通信事業者が、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報を安全に管理するための措置を講ずるものとすることを規定したものである。

<p>安全管理措置は、技術的保護措置及び組織的保護措置に大きく分類され、その双方を適切に実施することが必要である。</p> <p>その際には、本人の個人情報が漏えい等した場合に本人に与える影響等を考慮し、<u>個人情報の取扱状況及び個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。また、通信の秘密に該当するもの等、より重大な影響を及ぼす可能性がある個人情報については、より厳格に取り扱うこととする等の措置をとることが適当である。</u></p> <p>なお、例えば、不特定多数者が書店で随时に購入可能な名簿で、電気通信事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、電気通信事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。</p> <p>(2) 技術的保護措置とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報へのアクセスの管理（アクセス権限者の限定（異動・退職した社員のアカウントを直ちに無効にする等の措置を含む。）、アクセス状況の監視体制（アクセスログの長期保存等）、パスワードの定期的変更、入退室管理等） ② 個人情報の持出し手段の制限（みだりに外部記録媒体へ記録することの禁止、社内と社外との間の電子メールの監視を社内規則等に規定した上で行うこと等） ③ 外部からの不正アクセスの防止のための措置（ファイアウォールの設置等）などの内部からの情報漏えい及び外部からの不正アクセスの双方を防止するための物理的・技術的措置を指すが、上記①～③のほか、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準その他の国内・国際の公表されている情報セキュリティーに関する基準を活用して、各電気通信事業者が個人情報の取扱状況に応じた適切な内部規程・マニュアルを策定し、実施することが必要である。 <p>なお、事業用電気通信設備（電気通信回線設備及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備）に関する技術的保護措置については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に定める技術基準の適合維持義務</p>	<p>安全管理措置は、技術的保護措置及び組織的保護措置に大きく分類され、その双方を適切に実施することが必要である。</p> <p>その際には、本人の個人情報が漏えい等した場合に本人に与える影響等を考慮し、通信の秘密に該当するもの等、より重大な影響を及ぼす可能性がある個人情報については、より厳格に取り扱うこととする等の措置をとすることが適当である。</p> <p>なお、例えば、不特定多数者が書店で随时に購入可能な名簿で、電気通信事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、電気通信事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。</p> <p>(2) 技術的保護措置とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報へのアクセスの管理（アクセス権限者の限定（異動・退職した社員のアカウントを直ちに無効にする等の措置を含む。）、アクセス状況の監視体制（アクセスログの長期保存等）、パスワードの定期的変更、入退室管理等） ② 個人情報の持出し手段の制限（みだりに外部記録媒体へ記録することの禁止、社内と社外との間の電子メールの監視を社内規則等に規定した上で行うこと等） ③ 外部からの不正アクセスの防止のための措置（ファイアウォールの設置等）などの内部からの情報漏えい及び外部からの不正アクセスの双方を防止するための物理的・技術的措置を指すが、上記①～③のほか、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準その他の国内・国際の公表されている情報セキュリティーに関する基準を活用して、各電気通信事業者が個人情報の取扱状況に応じた適切な内部規程・マニュアルを策定し、実施することが必要である。 <p>なお、事業用電気通信設備（電気通信回線設備及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備）に関する技術的保護措置については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に定める技術基準の適合維持義務</p>
--	--

<p>が課されている（電気通信事業法第41条）ことにも留意する必要がある。</p> <p>(3) <u>電気通信事業者は、特に、電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人情報の漏えい等を防止するための技術的保護措置として、例えば、次のような措置を講ずることが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>情報システムからの漏えい等を防止するための技術的保護措置（個人情報へのアクセスにおける識別と認証、アクセス制御、アクセス権限の管理、アクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認、情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認、ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティーパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）等）</u> ② <u>業務実施場所及び情報システム等の設置場所における、入退館（室）の記録の保存</u> ③ <u>盗難等の防止のための措置（カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施等）</u> ④ <u>不正な操作を防ぐための、個人情報を取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定（スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応等）</u> <p>(4) 組織的保護措置とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全管理に関する従業者・委託先の責任と権限を明確に定めること ② 安全管理に関する内部規程・マニュアルを定め、それらを従業者に遵守させるとともに、その遵守の状況について適切な監査を行うこと ③ 従業者・委託先と秘密保持契約を締結すること等により安全管理について従業者・委託先を適切に監督すること ④ 安全管理について従業者に対し必要な教育研修を行うこと <p>などの人的・組織的な措置を指すが、これらの事項については、次条及び第13条に詳細な規定がおかれており、それらの規定の解説を参照されたい。</p> <p>(5) <u>電気通信事業者は、特に、電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人情報の漏えい等を防止するための組織的保護措置として、個人情報保</u></p>	<p>が課されている（電気通信事業法第41条）ことにも留意する必要がある。</p> <p>(3) 組織的保護措置とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全管理に関する従業者・委託先の責任と権限を明確に定めること ② 安全管理に関する内部規程・マニュアルを定め、それらを従業者に遵守させるとともに、その遵守の状況について適切な監査を行うこと ③ 従業者・委託先と秘密保持契約を締結すること等により安全管理について従業者・委託先を適切に監督すること ④ 安全管理について従業者に対し必要な教育研修を行うこと <p>などの人的・組織的な措置を指すが、これらの事項については、次条及び第13条に詳細な規定がおかれており、それらの規定の解説を参照されたい。</p>
--	---

<p>護管理者の設置（第13条参照）のほか、以下の措置を講じることが望ましい。</p> <p>① 責任の所在の明確化のための措置（電気通信事業者内の個人情報の取扱いの点検・改善等の監督を行う部署や合議制の委員会の設置等）</p> <p>② 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備（個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）等）</p> <p>③ 漏えい等に早期に対処するための体制整備（漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備等）</p> <p>(6) 個人情報をパーソナルコンピュータ、外部記録媒体等で社外に持ち出す場合には、パーソナルコンピュータ等の紛失、盗難によって個人情報が漏えい等をするリスクが問題になる。そのため、リスクに備え、持ち出した個人情報の安全性が確保されるよう措置を講じる必要がある。</p> <p>持ち出した個人情報の安全性を確保するためには、リスクの評価、リスクに対応するために必要とされる措置の検討・決定、決定した措置の適切な運用という手順で対策を行うことが必要である。</p> <p>まず、リスクの評価に当たっては、個人情報の持出し時に想定される具体的なリスクを網羅的に評価することが必要である。</p> <p>次に、措置の検討・決定に当たっては、技術的保護措置と組織的保護措置との双方についての検討が必要である。技術的保護措置については、個々の技術的保護措置の特性を把握しリスクに適切に対応できる具体的な措置を選択することが必要である。その際には、複数の措置（パーソナルコンピュータの起動時等での個人認証、外部媒体の接続制限、ウイルス侵入による情報漏えい等に備えた最新のセキュリティ水準維持、高度な暗号化措置及び適切な復号鍵の管理、通信経路の暗号化、社内サーバにおける端末認証等）を適切に組み合わせることが重要である。また、講じようとする技術的保護措置の技術的に最も弱い部分を確認すること、利便性、安全性及び導入コストを勘案することが重要である。組織的保護措置については、技術的保護措置が適切に運用されるよ</p>	<p>(4) 個人情報をパーソナルコンピュータ、外部記録媒体等で社外に持ち出す場合には、パーソナルコンピュータ等が紛失、盗難することによって個人情報が漏えいするリスクが問題になる。そのため、リスクに備え、持ち出した個人情報の安全性が確保されるよう措置を講じる必要がある。</p> <p>持ち出した個人情報の安全性を確保するためには、リスクの評価、リスクに対応するために必要とされる措置の検討・決定、決定した措置の適切な運用という手順で対策を行うことが必要である。</p> <p>まず、リスクの評価に当たっては、個人情報の持出し時に想定される具体的なリスクを網羅的に評価することが必要である。</p> <p>次に、措置の検討・決定に当たっては、技術的保護措置と組織的保護措置との双方についての検討が必要である。技術的保護措置については、個々の技術的保護措置の特性を把握しリスクに適切に対応できる具体的な措置を選択することが必要である。その際には、複数の措置（パーソナルコンピュータの起動時等での個人認証、外部媒体の接続制限、ウイルス侵入による情報漏えいに備えた最新のセキュリティ水準維持、高度な暗号化措置及び適切な復号鍵の管理、通信経路の暗号化、社内サーバにおける端末認証等）を適切に組み合わせることが重要である。また、講じようとする技術的保護措置の技術的に最も弱い部分を確認すること、利便性、安全性及び導入コストを勘案することが重要である。組織的保護措置については、技術的保護措置が適切に運用されるよ</p>
---	--

<p>う、安全管理措置に関する内部規程の整備や従業員への周知等を行うことが必要である。</p> <p>さらに、決定した措置の適切な運用に当たっては、定期的な監査や従業員に対する定期的な研修の実施等に努めるとともに、リスクの状況について適宜に見直しを行うことが必要である。</p> <p>なお、技術的保護措置を講じていたとしても、業務上必要な分量や種類を超えた個人情報を持ち出すことは避け、必要最低限の範囲にするべきである。また、漏えい等をした場合に本人の権利利益の侵害の程度が大きい個人情報については、安易に外部に持ち出さないこととともに、持ち出す必要がある場合は、より高い安全性が確保されるような技術的保護措置を講ずることが必要である。</p>	<p>安全管理措置に関する内部規程の整備や従業員への周知等を行うことが必要である。</p> <p>さらに、決定した措置の適切な運用に当たっては、定期的な監査や従業員に対する定期的な研修の実施等に努めるとともに、リスクの状況について適宜に見直しを行うことが必要である。</p> <p>なお、技術的保護措置を講じていたとしても、業務上必要な分量や種類を超えた個人情報を持ち出すことは避け、必要最低限の範囲にするべきである。また、漏えいした場合に本人の権利利益の侵害の程度が大きい個人情報については、安易に外部に持ち出さないこととともに、持ち出す必要がある場合は、より高い安全性が確保されるような技術的保護措置を講ずることが必要である。</p>
<p>(従業者及び委託先の監督)</p> <p>第12条 電気通信事業者は、その従業者（派遣労働者を含む。以下同じ。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。</p> <p>2 電気通信事業者は、安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するものとする。</p> <p>3 電気通信事業者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。</p> <p>4 電気通信事業者は、前項の場合は、個人情報を適正に取り扱うと認められる者を選定し、委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託を許す場合は再委託先の選定及び再委託先の監督に関する事項等）、委託契約終了時の個人情報の取扱い、契約内容が遵守されなかった場合の措置その他の個人情報の取扱いに関する事項について適正に定めるものとする。</p>	<p>(従業者及び委託先の監督)</p> <p>第12条 電気通信事業者は、その従業者（派遣労働者を含む。以下同じ。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。</p> <p>2 電気通信事業者は、安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するものとする。</p> <p>3 電気通信事業者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。</p> <p>4 電気通信事業者は、前項の場合は、個人情報を適正に取り扱うと認められる者を選定し、委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託を許す場合は再委託先の選定及び再委託先の監督に関する事項等）その他の個人情報の取扱いに関する事項について適正に定めるものとする。</p>

5 電気通信事業に従事する者及び電気通信事業者から委託された個人情報の取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用しないものとする。その職を退いた後においても同様とする。

(解説)

(1) 第1項は、電気通信事業者が、個人情報を取り扱うに当たり、前条の安全管理措置のうちの組織的保護措置の一環として、特に電気通信事業者は従業者に対して必要かつ適切な監督を行う責任があることを規定したものである。

「従業者」とは、電気通信事業者の組織内にあって直接間接に事業者の業務に従事している者をいい、電気通信事業者との間の雇用関係の有無は問わないので、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト等）及び役員（取締役、執行役、監査役、理事、監事等）のほか派遣労働者も含まれる。従業者の監督に当たっては、個人情報が漏えい等をした場合に当該個人情報の本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、取り扱う個人情報の取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

従業者に対する必要かつ適切な監督には、従業者との秘密保持契約の締結（派遣労働者については、派遣元との秘密保持契約の締結及び派遣元と派遣労働者の間の適切な秘密保持契約の締結の確保等の措置）等が含まれる。

(2) 第2項は、安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、電気通信事業者は、従業者に対し、必要な教育研修を実施することを規定している。教育研修の内容としては、安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知等が考えられる。

(3) 第3項は、電気通信事業者が個人情報の取扱いを他の者に委託する場合に、前条の安全管理措置のうちの組織的保護措置の一環として、特に電気通信事業者はその委託先に対して必要かつ適切な監督を行う責任があることを規定したものである。

「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、電気通信事業者が他の者に個人情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含むも

5 電気通信事業に従事する者及び電気通信事業者から委託された個人情報の取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用しないものとする。その職を退いた後においても同様とする。

(解説)

(1) 第1項は、電気通信事業者が、個人情報を取り扱うに当たり、前条の安全管理措置のうちの組織的保護措置の一環として、特に電気通信事業者は従業者に対して必要かつ適切な監督を行う責任があることを規定したものである。

「従業者」とは、電気通信事業者の組織内にあって直接間接に事業者の業務に従事している者をいい、電気通信事業者との間の雇用関係の有無は問わないので、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト等）及び役員（取締役、執行役、監査役、理事、監事等）のほか派遣労働者も含まれる。

従業者に対する必要かつ適切な監督には、従業者との秘密保持契約の締結（派遣労働者については、派遣元との秘密保持契約の締結及び派遣元と派遣労働者の間の適切な秘密保持契約の締結の確保等の措置）等が含まれる。

(2) 第2項は、安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、電気通信事業者は、従業者に対し、必要な教育研修を実施することを規定している。教育研修の内容としては、安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知等が考えられる。

(3) 第3項は、電気通信事業者が個人情報の取扱いを他の者に委託する場合に、前条の安全管理措置のうちの組織的保護措置の一環として、特に電気通信事業者はその委託先に対して必要かつ適切な監督を行う責任があることを規定したものである。

「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、電気通信事業者が他の者に個人情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含むも

のである。具体的な委託先としては、契約代理業者（電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者）や電気通信事業者の顧客の個人情報の入力、編集、出力等の処理を行う者や料金の回収・決済を代行する者などがあげられる。

(4) 委託先の監督に当たっては、個人情報が漏えい等をした場合に当該個人情報

①本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する個人情報の取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(5) 第4項は、第3項の委託に当たって、個人情報を適正に取り扱うと認められる者を選定すること、及び、委託契約において、安全管理措置（委託先において個人情報を取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業者以外の者を含む。）を明確にすること、委託先において講ずべき安全管理措置の内容等）、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託先を許す場合は再委託先に個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定すること、再委託を行うに当たっての電気通信事業者への文書による事前報告又は承認及び再委託先の監督に関する事項等。なお、二段階以上の委託を許す場合は同様に再々委託先等の選任監督に関する事項を定める必要がある。）、委託契約終了時の個人情報の取扱い（個人情報の返却、消去等）、契約内容が遵守されなかった場合の損害賠償に関する事項、安全管理措置の不備が発見された場合の解約等）等その他の個人情報の取扱いに関する事項を適正に定めることを規定したものである。

(6) 委託先を選定するに当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも個人情報保護法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、第1条の解説で例示した安全管理措置の項目等が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人情報を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

(7) 委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上

のである。具体的な委託先としては、契約代理業者（電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者）や電気通信事業者の顧客の個人情報の入力、編集、出力等の処理を行う者や料金の回収・決済を代行する者などがあげられる。

(4) 第4項は、第3項の委託に当たって、個人情報を適正に取り扱うと認められる者を選定すること、及び、委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託先を許す場合は再委託先に個人情報を適正に取り扱っていると認められることを定めること及び再委託先の監督に関する事項等。なお、二段階以上の委託を許す場合は同様に再々委託先等の選任監督に関する事項を定める必要がある。）、委託契約終了時の個人情報の返却等その他の個人情報の取扱いに関する事項を適正に定めることを規定したものである。

で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

(8) 委託先が再委託を行おうとする場合は、電気通信事業者は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人情報の取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が個人情報保護法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを、十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

(9) 第5項は、電気通信事業法第4条第2項において、電気通信事業に従事する者に対し、「通信に関して知り得た他人の秘密」を守るべき義務が課されているが、個々の通信に関する個人情報については、かかる守秘義務は及ばないと考えられる。しかし、個人情報保護の観点からは、同様に保護することが適當であることから、電気通信事業に従事する者（電気通信事業者及びその従業者）及び電気通信事業者から委託された個人情報の取扱いの業務に従事する者（受託者及びその従業者）について、個人情報を適正に取り扱うべき責務があることを明らかにしたものである。

(5) 第5項は、電気通信事業法第4条第2項において、電気通信事業に従事する者に対し、「通信に関して知り得た他人の秘密」を守るべき義務が課されているが、個々の通信に関する個人情報については、かかる守秘義務は及ばないと考えられる。しかし、個人情報保護の観点からは、同様に保護することが適當であることから、電気通信事業に従事する者（電気通信事業者及びその従業者）及び電気通信事業者から委託された個人情報の取扱いの業務に従事する者（受託者及びその従業者）について、個人情報を適正に取り扱うべき責務があることを明らかにしたものである。

(個人情報保護管理者)

第13条 電気通信事業者は、個人情報保護管理者（当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるものとする。

(解説)

個人情報保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第11条の安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いについて電気通信事業者の内部における責任体制を確保するため、電気通信事業者は、当該電気通信事業者の

(個人情報保護管理者)

第13条 電気通信事業者は、個人情報保護管理者（当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるものとする。

(解説)

個人情報保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第11条の安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いについて電気通信事業者の内部における責任体制を確保するため、電気通信事業者は、当該電気通信事業者の

<p>個人情報の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人情報保護の取扱いの監督等を行わせるものとした。</p> <p>なお、個人情報保護管理者の設置は、特に、電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人情報の漏えい等を防止するため、責任の所在を明確化する上でも、重要である。また、個人情報保護管理者は、内部規程の策定や監査体制の整備に当たっては、第11条の解説（5）に規定された組織的保護措置に関する措置を盛り込むことが望ましい。</p>	<p>個人情報の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人情報保護の取扱いの監督等を行わせるものとした。</p>
<p>(通信履歴)</p> <p>第23条 電気通信事業者は、通信履歴（利用者が電気通信を利用した日時、当該通信の相手方その他の利用者の通信に係る情報であって通信内容以外のものをいう。以下同じ。）については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。</p> <p>2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信履歴を他人に提供しないものとする。</p>	<p>(通信履歴)</p> <p>第23条 電気通信事業者は、通信履歴（利用者が電気通信を利用した日時、当該通信の相手方その他の利用者の通信に係る情報であって通信内容以外のものをいう。以下同じ。）については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。</p> <p>2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信履歴を他人に提供しないものとする。</p>

できると解される。電気通信事業者が利用明細を作成するために通信履歴を記録・保存することは、料金請求の根拠を示し得るようにするという点で、債権者たる電気通信事業者の当然の権利であり義務でもあると考えられるから、加入者の同意がなくとも、必要な限度で記録・保存することは正当業務行為として許されると考えられる。ただし、加入者が通信履歴を残さないことを特に望んだ場合には、これに従って記録・保存しない扱いをすることは可能であると考えられる。この場合、当該加入者は、信義則上、料金の明細について争うこととはできなくなる。

(3) 発信者を探知するための通信履歴の解析は、目的外利用であるばかりでなく通信の秘密の侵害となることから、違法性阻却事由がある場合でなければ行うことはできないと解される。例えば、インターネットのホームページ等の公然性を有する通信において、違法・有害情報が掲載され、その発信者に警告を行わないと自己のサービス提供に支障を生じる場合（自己のサービスドメインからの通信がアクセス制限される場合等）に、自己が保有する通信履歴などから発信者を探知することは、正当業務行為として行うことができるものと解される。

(4) 通信履歴は、通信の秘密として保護されるので、裁判官の発付した令状に従う場合等、違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供は行わないこととする。法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、原則として適当ではない（第6条解説参照）。なお、電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2）に該当するような大量の無差別のダイレクト・メールが送りつけられ、自社のネットワークやサービスが脅威にさらされており、自己又は他人の権利を防衛するため必要やむを得ないと認められる場合には、発信元の電気通信事業者に通信履歴（発信者のIPアドレス及びタイム・スタンプ等）を提供することは許されると考えられる。

(5) いったん記録した通信履歴は、第10条の規定に従い、記録目的に必要な範囲で保存期間を設定することを原則とし、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去（個人情報の本人が識別できなくすることを含む。）する必要が

できると解される。電気通信事業者が利用明細を作成するために通信履歴を記録・保存することは、料金請求の根拠を示し得るようにするという点で、債権者たる電気通信事業者の当然の権利であり義務でもあると考えられるから、加入者の同意がなくとも、必要な限度で記録・保存することは正当業務行為として許されると考えられる。ただし、加入者が通信履歴を残さないことを特に望んだ場合には、これに従って記録・保存しない扱いをすることは可能であると考えられる。この場合、当該加入者は、信義則上、料金の明細について争うこととはできなくなる。

(3) 発信者を探知するための通信履歴の解析は、目的外利用であるばかりでなく通信の秘密の侵害となることから、違法性阻却事由がある場合でなければ行うことはできないと解される。例えば、インターネットのホームページ等の公然性を有する通信において、違法・有害情報が掲載され、その発信者に警告を行わないと自己のサービス提供に支障を生じる場合（自己のサービスドメインからの通信がアクセス制限される場合等）に、自己が保有する通信履歴などから発信者を探知することは、正当業務行為として行うことができるものと解される。

(4) 通信履歴は、通信の秘密として保護されるので、裁判官の発付した令状に従う場合等、違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供は行わないこととする。法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、原則として適当ではない（第6条解説参照）。なお、電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2）に該当するような大量の無差別のダイレクト・メールが送りつけられ、自社のネットワークやサービスが脅威にさらされており、自己又は他人の権利を防衛するため必要やむを得ないと認められる場合には、発信元の電気通信事業者に通信履歴（発信者のIPアドレス及びタイム・スタンプ等）を提供することは許されると考えられる。

(5) いったん記録した通信履歴は、第10条の規定に従い、記録目的に必要な範囲で保存期間を設定することを原則とし、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去（個人情報の本人が識別できなくすることを含む。）する必要が

<p>ある。また、保存期間を設定していない場合には、記録目的を達成後、速やかに消去する必要がある。</p> <p>この保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により各電気通信事業者ごとに、また通信履歴の種類ごとに異なり得るが、<u>業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の影響等も勘案し</u>、その趣旨を没却しないように限定的に設定すべきであると考えられる。</p> <p><u>例えば、通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ（利用者を認証し、インターネット接続に必要となるIPアドレスを割り当てた記録）の保存については、利用者からの契約、利用状況等に関する問合せへの対応やセキュリティー対策への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりは比較的小さいと考えられることから、事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6か月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容されると考えられる。</u></p> <p>ただし、<u>刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合その他特別の理由がある場合には例外的に保存し続けることができると考えられる。自己又は第三者の権利を保護するため緊急行為として保存する必要がある場合は、その他特別な理由がある場合として保存が許されると考えられる。</u></p>	<p>ある。この保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により各電気通信事業者ごとに、また通信履歴の種類ごとに異なり得るが、その趣旨を没却しないように限定的に設定すべきであると考えられる。<u>また、保存期間を設定していない場合には、記録目的を達成後、速やかに消去する必要がある。</u>ただし、法令の規定による場合その他特別の理由がある場合には例外的に保存し続けることができると考えられる。自己又は第三者の権利を保護するため緊急行為として保存する必要がある場合は、その他特別な理由がある場合として保存が許されると考えられる。</p>
<p>(位置情報)</p> <p>第26条 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を他人に提供しないものとする。</p> <p>2 電気通信事業者が、位置情報を加入者又はその指示する者に通知するサー</p>	<p>(位置情報)</p> <p>第26条 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を他人に提供しないものとする。</p> <p>2 電気通信事業者が、位置情報を加入者又はその指示する者に通知するサー</p>

<p>ビスを提供し、又は第三者に提供せる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 電気通信事業者は、第4条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。</p> <p>4 電気通信事業者は、前項のほか、救助を要する者を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得するものとする。</p>	<p>ビスを提供し、又は第三者に提供せる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 電気通信事業者は、第4条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、<u>当該位置情報が取得されていないことを利用者が知ことができるときであって、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。</u></p> <p>4 電気通信事業者は、前項のほか、救助を要する者を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得するものとする。</p>
<p>(解説)</p> <p>(1) 本条でいう「移動体端末」とは、移動電話端末（端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第2条第2項第5号）及び無線呼出端末（同規則第2条第2項第7号）のほか、広く電波等を用いて通信を行うために用いられる端末をいう。また、本条でいう「位置情報」とは、移動体端末の所持者の所在を表す場所を示す情報（基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれより狭い範囲を示すものをいい、利用明細に記載される着信地域（単位料金区域等）のようなものは含まない。）をいい、端末設備等規則第22条にいう位置情報よりも広い概念である（なお、発信者の位置を示す情報については、前条にその取扱いが規定されているため、位置情報の定義からは除いている。）。電気通信事業者が保有する位置情報は、個々の通話に關係する場合は通信の構成要素であるから電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密として保護されると解される。これに対し、通話時以外に移動体端末の所持者がエリアを移動するごとに基地局に送られる位置登録情報は通話を成立させる前提として電気通信事業者に機械的に送られる情報に過ぎないことから、サービス制御局に蓄積されたこれらの情報は通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項と考えられる。位置情報を通信の秘密に該当しないと解する場合であっても、あ</p>	<p>(解説)</p> <p>(1) 本条でいう「移動体端末」とは、移動電話端末（端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第2条第2項第5号）及び無線呼出端末（同規則第2条第2項第7号）のほか、広く電波等を用いて通信を行うために用いられる端末をいう。また、本条でいう「位置情報」とは、移動体端末の所持者の所在を表す場所を示す情報（基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれより狭い範囲を示すものをいい、利用明細に記載される着信地域（単位料金区域等）のようなものは含まない。）をいい、端末設備等規則第22条にいう位置情報よりも広い概念である（なお、発信者の位置を示す情報については、前条にその取扱いが規定されているため、位置情報の定義からは除いている。）。電気通信事業者が保有する位置情報は、個々の通話に關係する場合は通信の構成要素であるから電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密として保護されると解される。これに対し、通話時以外に移動体端末の所持者がエリアを移動するごとに基地局に送られる位置登録情報は通話を成立させる前提として電気通信事業者に機械的に送られる情報に過ぎないことから、サービス制御局に蓄積されたこれらの情報は通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項と考えられる。位置情報を通信の秘密に該当しないと解する場合であっても、あ</p>

る人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、通信の秘密に準じて強く保護することが適當である。したがって、外部提供できる場合も通信の秘密の場合に準ずることとした。

(2) 位置情報サービスを自ら提供し、又は第三者と提携の上提供するに当たっては、その社会的有用性と通信の秘密又はプライバシー保護とのバランスを考慮して、電気通信事業者は、利用者（ここでは当該移動体端末の所持者を指す。）の権利が不当に侵害されないよう必要な措置を講じなければならないものとした。

「必要な措置」の具体的内容としては、①利用者の意思に基づいて位置情報の提供を行うこと、②位置情報の提供について利用者の認識・予見可能性を確保すること、③位置情報について適切な取扱いを行うこと、④第三者と提携の上サービスを提供する場合は、提携に関する契約に係る約款等の記載により利用者のプライバシー保護に配慮をすることなどが考えられる。

①の利用者の意思に基づく位置情報の提供に関し、利用者からの同意取得は、個々の位置情報の提供ごとのほか、サービス提供開始時などに事前に行うこと也可能である。もっとも、同意取得は移動体端末の操作や書面による確認などの方法により明確に行うべきであるほか、全くの包括的な内容の同意を得ることは適当でなく、位置情報を提供する者の範囲を特定しておくなどすることが望ましい。また、事前の同意は原則として撤回できなければならない。

②の利用者の認識・予見可能性の確保については、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、位置情報が提供されることを認識できることを可能とすることなどが考えられる。また、合理的な期間、利用者が履歴を確認できるようにすることや、利用者が誤って位置情報を送出することを防止するため、提供されるサービスや移動体端末の機能等について、十分な周知・注意喚起を行うことが望ましい。

③の位置情報の取扱いについては、権限を有しない者が移動体端末の位置情報のモニターができないよう、暗証番号の設定、アクセス端末の限定等の措置が考えられるほか、他の電気通信事業者等が位置情報サービスを提供する場合

る人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、通信の秘密に準じて強く保護することが適當である。したがって、外部提供できる場合も通信の秘密の場合に準ずることとした。

(2) 位置情報サービスを自ら提供し、又は第三者と提携の上提供するに当たっては、その社会的有用性と通信の秘密又はプライバシー保護とのバランスを考慮して、電気通信事業者は、利用者（ここでは当該移動体端末の所持者を指す。）の権利が不当に侵害されないよう必要な措置を講じなければならないものとした。

「必要な措置」の具体的内容としては、①利用者の意思に基づいて位置情報の提供を行うこと、②位置情報の提供について利用者の認識・予見可能性を確保すること、③位置情報について適切な取扱いを行うこと、④第三者と提携の上サービスを提供する場合は、提携に関する契約に係る約款等の記載により利用者のプライバシー保護に配慮をすることなどが考えられる。

①の利用者の意思に基づく位置情報の提供に関し、利用者からの同意取得は、個々の位置情報の提供ごとのほか、サービス提供開始時などに事前に行うこと也可能である。もっとも、同意取得は移動体端末の操作や書面による確認などの方法により明確に行うべきであるほか、全くの包括的な内容の同意を得ることは適當でなく、位置情報を提供する者の範囲を特定しておくなどすることが望ましい。また、事前の同意は原則として撤回できなければならない。

②の利用者の認識・予見可能性の確保については、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、位置情報が提供されることを認識できることを可能とすることなどが考えられる。また、合理的な期間、利用者が履歴を確認できるようにすることや、利用者が誤って位置情報を送出することを防止するため、提供されるサービスや移動体端末の機能等について、十分な周知・注意喚起を行うことが望ましい。

③の位置情報の取扱いについては、権限を有しない者が移動体端末の位置情報のモニターができないよう、暗証番号の設定、アクセス端末の限定等の措置が考えられるほか、他の電気通信事業者等が位置情報サービスを提供する場合

<p>等において、自社の管理する基地局情報が他者に不当に利用されることのないよう、基地局情報の管理について規程を設けるなどが考えられる。また、G P S位置情報など、電気通信サービスの提供に必要なない位置情報は、原則として利用者の意思に基づかず取得してはならない。</p> <p>④の第三者と提携の上でのサービス提供については、提携に関する契約に係る約款等において、第三者において上記のようなプライバシー保護措置が確保されることを担保することや、利用者のプライバシーが不当に侵害されていると判断される場合には、位置情報の提供を停止できるようにしておくことなどが考えられる。</p> <p>(3) なお、移動体端末を物体に設置して、その物体の所在地の情報を把握するような場合であっても、物体を通してその所持者の権利が不当に侵害されるおそれがあることから、上記に準じた必要な措置を講じることが適当であると考えられる。</p> <p>(4) また、上記(1)で述べたとおり、位置情報は、個々の通信に關係する場合は通信の構成要素であるから電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密として保護されると解される。これに対し、位置情報が個々の通信に關係せず通信の秘密に該当しないと解する場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高いことから、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合については、第4条の規定にかかわらず、<u>位置情報の取得について、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであつて、かつ、</u>裁判官の発付した令状に従うときに限り、位置情報を取得することとする。</p> <p>(5) 通信を成立させるために必要な情報ではないG P S位置情報については、通信の秘密ではなく、プライバシーの問題として扱うべき情報であるが、基地局に係る位置情報と比べ、高いプライバシー性を有する。このため、電気通信事業者が緊急時にG P S位置情報を取得できる場合については、①救助・救出を要する者（以下「要救助者」という。）の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ②要救助者を早期に発見するためにその者に係るG P S位置</p>	<p>等において、自社の管理する基地局情報が他者に不当に利用されることのないよう、基地局情報の管理について規程を設けるなどが考えられる。また、G P S位置情報など、電気通信サービスの提供に必要なない位置情報は、原則として利用者の意思に基づかず取得してはならない。</p> <p>④の第三者と提携の上でのサービス提供については、提携に関する契約に係る約款等において、第三者において上記のようなプライバシー保護措置が確保されることを担保することや、利用者のプライバシーが不当に侵害されていると判断される場合には、位置情報の提供を停止できるようにしておくことなどが考えられる。</p> <p>(3) なお、移動体端末を物体に設置して、その物体の所在地の情報を把握するような場合であっても、物体を通してその所持者の権利が不当に侵害されるおそれがあることから、上記に準じた必要な措置を講じることが適当であると考えられる。</p> <p>(4) また、上記(1)で述べたとおり、位置情報は、個々の通信に關係する場合は通信の構成要素であるから電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密として保護されると解される。これに対し、位置情報が個々の通信に關係せず通信の秘密に該当しないと解する場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高いことから、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合については、第4条の規定にかかわらず、<u>位置情報の取得について、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであつて、かつ、</u>裁判官の発付した令状に従うときに限り、位置情報を取得することとする。</p> <p>(5) 通信を成立させるために必要な情報ではないG P S位置情報については、通信の秘密ではなく、プライバシーの問題として扱うべき情報であるが、基地局に係る位置情報と比べ、高いプライバシー性を有する。このため、電気通信事業者が緊急時にG P S位置情報を取得できる場合については、①救助・救出を要する者（以下「要救助者」という。）の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ②要救助者を早期に発見するためにその者に係るG P S位置</p>
---	---

情報を取得することが不可欠であると認められることを要件とすることが適切であると考えられる。そして、本要件に該当するか否かについては、そのような状況下にある者を捜索し、救助を行うことについて、権限や知見、責任を有する警察、海上保安庁又は消防等の機関（以下「救助機関」という。）による、要救助者の家族等の関係者からの申告等から認められる客観的な事実に基づく専門的判断を経ることが不可欠であることから、これらの機関からの要請があった場合に限定することが適切であると考えられる。また、救助機関からの要請に基づくものであるとしても、救助機関からG P S位置情報の取得・提供要請を受けた電気通信事業者において適切な対応が図られるためには、当該要請に際し、①上記の客観的な事実に基づき救助機関において本要件が備わっている旨判断したこと、及び、②その判断の相当性を担保するに足りる理由が提供されることが必要であると考えられる。

情報を取得することが不可欠であると認められることを要件とすることが適切であると考えられる。そして、本要件に該当するか否かについては、そのような状況下にある者を捜索し、救助を行うことについて、権限や知見、責任を有する警察、海上保安庁又は消防等の機関（以下「救助機関」という。）による、要救助者の家族等の関係者からの申告等から認められる客観的な事実に基づく専門的判断を経ることが不可欠であることから、これらの機関からの要請があった場合に限定することが適切であると考えられる。また、救助機関からの要請に基づくものであるとしても、救助機関からG P S位置情報の取得・提供要請を受けた電気通信事業者において適切な対応が図られるためには、当該要請に際し、①上記の客観的な事実に基づき救助機関において本要件が備わっている旨判断したこと、及び、②その判断の相当性を担保するに足りる理由が提供されることが必要であると考えられる。